



こさがわちょう

第96号

平成21年 2月10日

議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-72-3410

FAX 0735-72-1858



三尾川小学校屋内運動場（講堂）竣工式（1月14日）

平成20年12月定例会（12月10日～18日）

補正予算 2～3ページ

条例改正・人事案件他 4ページ

一般質問に3議員 5～6ページ

請願（町営墓地に至る道路の町道認定に関する請願書）他 7～8ページ

20年度補正予算・条例改正などを審議

12月定例会は、12月11日から18日までの8日間開催し、執行部より20年度補正予算9件、条例関係5件、人事案件1件、その他1件、計16件が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。

今定例会は、平成20年度補正予算案と請願、陳情、要望を主として審議を行いました。主な議案について要約して掲載しています。

一般会計補正予算（4号）

ふるさとづくり寄付金など

103万9000円を追加

100万円を超える

ふるさと納税

問

ふるさとづくり寄付金（ふるさと納税）として、3名の方から102万9000円いただいている。大変ありがたいことだが、まだまだ知らない人が多い。広報はどのようにしているのか。

答

今の所、町のホームページとか、観光パンフレットなどで広報している。

問

高池オークワ前バス停待合所の大きさは、1・5m×4mのステンレス製というが、壁は作るのか。

答

オークワさんと何度も交渉してきたが、現在の場所へ作ってほしいという要望なので、現在ある待合所を、三尾川橋へ移

設し、その後へ1・5m×4m、高さ2・2mの待合所を作る。入り口部分を除いて四方をアクリルで囲う予定である。

問

冷暖房をつけるのか。

答

維持管理の面から、現在はそこまで考えていない。

鶴川地区の

緑地公園計画は

問

鶴川地区での用地購入2241㎡は、緑地公園を作るといふ計画のようだが、図面等その全容を示されたい。

答

（図面を示しながら）

構想の段階であるが、国道371号線を挟んで、串本を向いて左側部分を広場に、右側部分を駐車場にしたいと考えている。



緑地公園予定地（鶴川）

問

国道を挟むと危険ではないか。フェンスは設置するの。また、トイレはどうするの。

答

ご指摘のとおり、道路

問

住生活総合調査は、どのような項目を調査するのか。

答

高瀬地区と松根地区が調査対象地区になっているが、どういう基準で選

を挟むのは好ましくないのだが、地形上やむを得ない。

フェンスは設置する予定であるが、トイレの設置は現在の所考えていない。

答

国が、住生活の基本法を制定するための基礎資料として、住生活への満足度等の調査をする。

調査地区が高瀬地区と、松根地区になったのは、単純に抽出しただけである。

浄化槽の

保守点検は

問

高池保育所と月野瀬公衆トイレの浄化槽を、定期の保守点検以外に、もう一度保守点検を行うというが、その理由は。

答

毎年1回、指定検査機関の定期検査を受けているが、「沈殿槽に汚泥の発生がみられる」との指摘を受けたため、もう一度保守点検を行う。

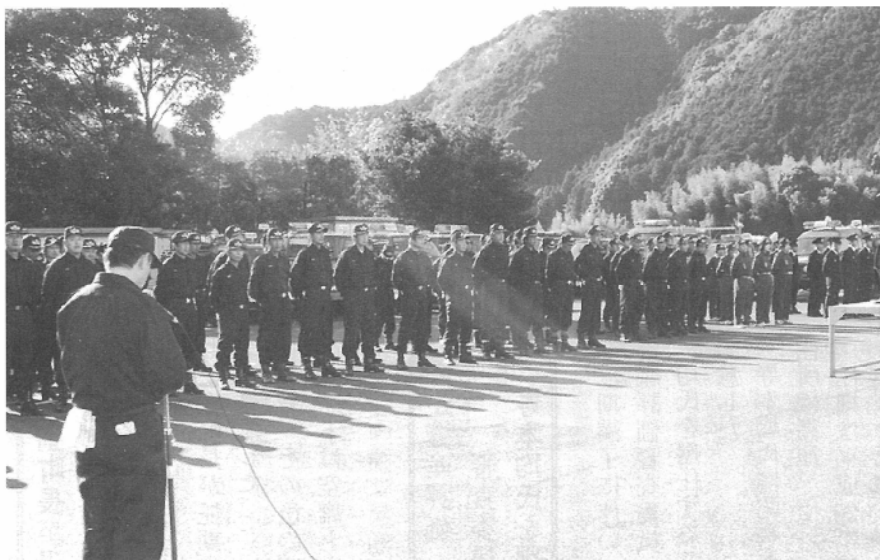
問

最初の保守点検時の清掃に問題があったのか、それとも、その後の使い方に問題があったのか。

またこの2カ所以外の浄化槽に問題はなかったのか。（次のページへ）

平成20年度一般会計補正予算（4号）の主なもの

歳入（103万9,000円の追加）	歳出（103万9,000円の追加）
国から	総務管理費
住宅・建築物耐震改修等事業補助金 △18万円	庁舎別館耐震診断業務委託料 △150万円
県から	バス停待合所設置工事 110万円
障害者自立支援対策臨時特例交付金 30万円	バス停待合所移設工事 13万円
重度心身障害児者医療費補助金 6万円	ふるさとづくり寄付金 102万円
ひとり親家庭医療費補助金 16万円	社会福祉費
県土防災対策治山事業補助金 △76万円	ケアホームの重度障害者支援体制強化事業費負担金 30万円
機械化林業推進事業補助金 △65万円	重度心身障害児者医療費 40万円
紀州材需要創出事業補助金 414万円	配食サービス事業委託料 54万円
土木費補助金 町道山申線 103万円	出産育児一時金繰出金 23万円
町道明神潤野線 △560万円	保健衛生費
委託金	七川診療所特別会計繰出金 182万円
住生活総合調査 4万円	商工費
財産運用収入	用地購入費 156万円
斎場施設設置基金利息収入 5万円	道路橋梁費
寄付金	山申線改良工事 160万円
ふるさとづくり寄付金 102万円	明神潤野線潜水橋橋梁架替工事 △1,401万円
雑入	消防費
消防団員退職報償金 127万円	消防団員退職報償金 127万円
障害者医療費国庫負担金 8万円	消火栓設置場所標示工事 36万円
障害者医療費県費負担金 4万円	消防器材 37万円



2名の方が退団され、現在の団員数は128名（1月4日 出初式）

答
この2カ所以外は指摘を受けていない。清掃はきちんとしているが、使い方がたいては汚泥がたかさんたまる場合がある。保育所に対して使用について指導している。

答
確認した上で、不備があれば取り替えた。消火栓ボックス内のホースが破損して使えないのがある。点検して早急に取り替えてほしい。

問
答
れて、よく故障の原因になる。対策に苦慮している。

【介護保険条例改正に伴い改正された課税区分】

第1段階	生活保護の受給者及び、老齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方		基準額×0.5 24,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		基準額×0.5 24,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方		基準額×0.75 36,900円
第4段階	特例	本人が住民税非課税で、第1、2、3段階に該当しない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.87 42,800円
		本人が住民税非課税で、第1、2、3段階に該当しない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0 49,200円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方		基準額×1.12 55,100円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方		基準額×1.25 61,500円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方		基準額×1.5 73,800円

◆ 条例改正

介護保険条例
3年に一度改定される
保険料が、基準額は4万9200円と変わらないが、課税区分が6段階から7段階8区分になる。

◆ 国民健康保険条例
国民健康保険税の納期が、4月～3月までの12回から7月～3月までの9回になる。

◆ 給水条例
基本料金を現行1200円から1250円。また超過料金もそれぞれ

1日。施行日は平成21年3月

◆ 古座川町税条例
公益法人制度改革により、町内の保郷会等の法人が、一般法人や地縁団体への移行が予測されることから、公共性や公益性の高い地縁団体やNPO法人の町民税の法人税均等割を免除する。
ただし、収益事業があり、法人税割が課税される場合は対象外。

改正理由は4月～6月の保険料は前年度の保険料を参考に仮算定していた。しかし、これでは被保険者の家族構成や所得に変動があると、大きな誤差が生じる場合がある。被保険者からの苦情も多いので、仮算定をやめて所得が確定してから課税するようにしたもの。年間の保険料は変わらない。

◆ 国民健康保険条例
産科医療保険制度に加入している医療機関で分娩した場合、出産育児一時金が3万円加算される。

【専用給水装置及び共用給水装置の使用料金】

基本料金(1ヵ月)			超過料金(1m ³ につき)		
口径	基本水量	金額	段階区分及び金額		
13mm以上 25mmまで	10m ³ まで	1,200円	使用料が10m ³ を超え50m ³ まで	使用料が50m ³ を超え100m ³ まで	使用料が100m ³ を超えるもの
			130円	140円	150円
30mm以上	10m ³ まで	1,200円	使用料が10m ³ を超え100m ³ まで	使用料が100m ³ を超え500m ³ まで	使用料が500m ³ を超えるもの
			150円	160円	170円

基本料金(1ヵ月)			超過料金(1m ³ につき)		
口径	基本水量	金額	段階区分及び金額		
13mm以上 25mmまで	10m ³ まで	1,250円	使用料が10m ³ を超え50m ³ まで	使用料が50m ³ を超え100m ³ まで	使用料が100m ³ を超えるもの
			140円	150円	160円
30mm以上	10m ³ まで	1,250円	使用料が10m ³ を超え100m ³ まで	使用料が100m ³ を超え500m ³ まで	使用料が500m ³ を超えるもの
			160円	170円	180円

現行

改正

◆ 井上副町長が退任
副町長は空席に

去る平成20年12月31日、井上副町長が任期満了により退任した。
なお、その後の副町長のポストは空席となっている。

◆ 固定資産評価
審査委員に
寺本均氏を選任

任期満了に伴い、固定資産評価審査委員に、寺本均氏を選任することに、同意した。
寺本均氏は昭和8年生。住所は高池。
任期は平成20年12月16日から平成23年12月15日。



一般質問

みんなの願いを町政に

掲載した内容は本人が質問と答弁を1,400字以内にまとめたものです。
(一般質問者は3人でしたが、1人が原稿を提出しなかったため、2人のみの掲載となっています。)

福祉医療対象者には 資格証明書を発行するな

目下 博規

国民健康保険税の滞納を理由に、被保険者資格証明書を発行され、医療費が10割負担となった者が、古座川町福祉医療費支給条例対象者である場合の対応について聞く。

親が保険税を滞納して、国民健康保険証を取り上げられ、資格証明書になった場合、その子供まで医療費が10割負担を強いられ、いわば無保険状態に等しくなる。

これは乳幼児への医療費の支給が、お金のある



被保険者資格証明書

町長 国保税の1年以上の滞納世帯は、現在25世帯で

あるが、そのうち5世帯に対し資格証明書の発行を決定し、その他の世帯には短期保険証の発行を行っている。

5世帯のうち3世帯は

居所不明で、実際に資格証明書を発行しているのは2世帯である。

資格証明書を発行された方が医療にかかると、医療機関の窓口で医療費

の全額を支払い、その領収書を添えて役場へ来て

いただければ、国保から保険給付費分を支払う。

そのうちの一部を、滞納している保険税の支払いに当てていただくよう指

導している。

古座川町福祉医療費支給対象者であっても、同様の手続きを踏んでいただきたい。

質問

親が悪質な税の滞納者であったとしても、子供には何の責任もない。子ども向けの保険証だけでも発行できないか。

町長

国や県が行うなら、それに従っていきたい。

質問

自主性のない答弁だ。国や県の動向でなく、古座川町の対応を聞いている。

老人への資格証明書の発行は中止せよ

発行は中止せよ

今年4月から始まった

後期高齢者医療保険制度により、これまで老人には資格証明書の発行は禁じられていたのが、できるようにになった。

古座川町福祉医療費支給条例対象者が、和歌山

県後期高齢者医療連合から資格証明書を発行された場合、古座川町はどの

ような対応をするのか。

また、福祉医療費支給条例対象者でなくても、老人が資格証明書による医療費10割負担になったら、それは医者にかかるなどというに等しい。

後期高齢者医療制度が始まったことによる、新たな問題として検討する必要があるのではないか。

乳幼児だけでなく、ひとり親家庭の子供や、重度心身障害児者についても同じことが言える。保護者が悪質な税の滞納者であったとしても、その

子供や扶養されている障害者には何の責任もない。福祉医療費支給対象者には個別の保険証を発行するよう要求する。

町長

現在、資格証明書の発行世帯には福祉医療費対象者はいないが、そのような事態が生じたときには、十分配慮しながら個別に判断し対応したい。

町長

後期高齢者医療制度は、まだ始まってから1年が経過していないので、今後、資格証明書の発行について、広域連合と各町村との間で協議していくことになっている。単純に1年以上の滞納だけで資格証明書の発行をしないよう、悪質な滞納者に限るよう要望していく。来年8月以降、資格証明書が交付された方については、国保の場合と同様の対応をする。

住環境整備の

徹底を図れ

新谷 稜助

住環境において、日常

団体等で管理する私設の

欠くことのできないのは

設備である。

「水」であり、生活を支

当初の経緯は色いろだっ

えるポイントを占めてい

たと思われるが、公設と

る。そこで重要なのが給

私設では、施設の整備・

水施設である。

維持管理を含む全てにお

水道・簡易水道は町

いて較差が大きい。較差

が管理するが、飲料水供

が大きいということには不

給施設・簡易給水施設は

公平につながることにな

る。

住民は公平に生活する

権利を持つとともに、共

通の義務を負い責任を果

たしながら暮らしており、

受益においても均衡を図

らなければならぬ。

現在61カ所ある給水施

設の内、90%を占める飲

料水供給施設と、簡易給

水施設では、設備の構造

上において多くの問題点

を抱え欠陥が多い。

台風とか豪雨の時には、

必ず取水口が流されたり

砂利が詰まったり、また

濁水期には瀬切る作業に

追われることになる。

断水すれば修復するこ

とになるが、高齢化で独

居世帯が増えていく中で

は協同作業は難しく、限

られた小人数でようやく

維持管理しているのが現

状である。

先行きが不安で、住民

の生活も集落の維持も難

しくなるであろうことを

憂慮する。

これらの該当施設全般

についての実態調査を实

施して状況把握に努め、

また不完全な取水口の改

修と、以後の管理を、簡

易水道並にしていく必要

性について、所見を伺い

たい。

町長

実態調査については、

調査内容を検討して実施

している。

維持管理を簡易水道並

にする必要性については、

当該施設の調査終了後

歴史と伝統を

大切にせよ

「真砂船」は昭和15年

までの間、真砂と古座間

を往来して、生活物資な

どの輸送にあたり、古座

川沿線と奥地住民の生活

を支えてきた。その痕跡

は遺構として残っている

今では往時を追懐する

だけであるが、古座川の

歴史上においては貴重な

存在といえる。

今回、9月24日と25日

に現地取材があり、真砂

区長さんが全て一人で応

対されたと言われている。

区長さんの亡父が乗組

員だったこともあって、

写真等の資料が保管して

おられたことが幸いだっ

たと思われるが、昔の資

料を繕いて、当日の取材

に備えられたそう。

9月7日の下見で、番

組担当者を現地に案内し

た時、「川の港」だった

場所が竹藪に覆われ、昔

の面影を疑う程だったが、

丁寧に観察する中で、は

最初、NHK和歌山放

送局から教育委員会に照

会があつて、公民館の資

料室も見学されたという

ことでもあり、承知され

ていたと思われる。

このような機会に役場

が関わらなかつたことと

テレビ放映があることを、

住民へ知らせなかつたの

はどうしてだったのか。

町長

9月初旬、NHK和歌

山放送局から「真砂へ取

材に行きたいが、現地の

詳しい人を「存じないか」

という問い合わせの電話

が教育委員会にあつた。

担当者は、真砂船につ

いて詳しい資料もなく、

また知識も充分でないこ

とを伝え、現地取材につ

いては真砂区長を紹介し

た。

9月25日、公民館の2

階に置いてある船を見に

来たが、真砂船でないこ

とが分かり取材はなく、



真砂船「川の港」があつた場所

共同墓地への町道認定と

早期改良を求める請願は不採択

共同墓地に至る道路の町道認定、改良についての議案は、12月4日、産業建設委員会で採択（賛成3）され、12月18日、本会議に上程。激しい議論が交わされたが、賛成3の少数で否決、不採択となった。

古座川町共同墓地に至る町道認定と早期改良を求める請願書

町道認定と早期改良を求める

◎寺町共同墓地（高池字洞498番地）に至る道路は現在便利道であって、町道祥源寺1号線（終点高池字洞500番地）より先は、私有地（祥源寺所有約30m）を通り便利道を約130m通過して町営墓地に至るのが現在の状況であります。

この便利道に関しては、現在まで地元議員が数回に渡り一般質問し、過去

には陳情を重ねたところでありますが、便利道の状況は、道路の幅員が極端に狭いところが多く、また路面も一部傾斜があり通行に危険で、過去に何人かが左側の水路に転落する事故も起きています。

現在は狭い箇所に鉄板を敷いて路面を補正して通行しています。

共同墓地には、車が方向転換できる余地もありますので、この現状をおくみ取りいただき、早急に共同墓地までの区間の町道昇格と早期改良を進めていただけよう、区役員及び町営墓地使用者と関係者の署名を添付して地方自治法第124条の規定により、請願書を提出します。

平成20年9月5日

高池下部区長

山崎 豊

他111名

産業建設委員会

委員長報告

審査の経過と結果

平成20年9月16日、委員会を開催し、請願書について、その願意、内容等、審査するとともに、状況把握に努めるため現地調査を行う。

平成20年12月4日、委員会を開催し、参考人2名と紹介議員1名に出席を要請し、説明を受ける引き続き建設課長に出席を要請し、町道認定等に関する説明を受ける。以上の経過を経て、採決を行い、賛成多数で、採択すべきものと決定した。

委員長報告への質疑

問

町道として認定した上で、早く改良して欲しい



祥源寺墓地内の便利道（高池）

という請願であるが、この墓地の奥に家はあるのか。
建設課長に出席を要請して、町道認定等に関する説明を受けたとあるが、町道認定には、民家が3軒以上必要だとの基準があったように思う。
民家のない所でも町道として認定し、整備していけるとの報告があったのか。

放水路、右が墓地だ。便利道は狭い所で、1・3m位、広い所で3mである。これを町道して改良する場合、放水路の方に拡幅等はできないので、墓地を削らざるを得ない。建設課長は「現在の便利道の奥に住宅はない」との説明だった。民家のない所への町道認定等は是非について質問はなかった。

寺であるだけに、政教分離の問題に触れるのではないか。
今ある道は、公道上では墓地だ。そこを「町道」として認めよ」との請願には無理があると思うが、
答 後者についてはいろんな意見、議論があったが、前者については、大きな課題だが検討されなかった。

討論

反対

大勢の請願署名があるが、町道認定については、審査不足であり、住宅が1軒もない所に「町道」とは無理な話だ。
便利道とするよう要望すべきだった。

賛成

田中町長の時に一般質問したところ、「奥地の共同墓地を人家とみなして町道に認定し、町道をつけていき（次ページに続く）」



古座川町寺町共同墓地（高池）

たい」との回答をいただいている。行政の連続性からしても、町に遂行の義務があるのではないかと、さらに政教分離の問題につき、北町長の時、その指摘は受けた。しかし、たくさんの林野もあり「町道が無理なら作業道、農林道を」と、実に20数年前から歴代4町長に要請し続け、そのたびに良い返事をいただいた。

委員会の結果も踏まえて、本会議での採択を切望する。 **反対** 町道認定はしがたい。112名の多くの署名、地元議員の長年の要望を受けて、慎重に検討したが、現地は墓地の中の便利道で、作業道、農道ではない。町内には墓参道で上がり、下がったり等、大変な所も多い。「道の横の放水路にグレーチングを敷いて掘げ

厚生委員会は付託されていた要望について、「古座川町には144名の障害者がいる。そのうち古座川町福祉医療費支給条例の対象者が110名で、人工透析を行っている方は6名。県の動向は、患者負担の方向で検討している。古座川町の福祉医療の



要望

重度心身障害者（児）医療費助成事業の見直しにおいて患者負担増にならないようにお願いします

陳情

公的森林整備の推進と 国有林野事業の健全化を求める

産業建設委員会は付託されていた陳情について、山林というような状況で、

てくれないか」との要望もあつたが、許可が下りないとのことだ。また、「車椅子が使えるように」とのことだが、調べたところ、現状でも十分通ることができ、

地に生活道路が必要かどうかだ。便利道を通り、奥に住宅があるとか、開発の予定があるというなら、この方向も違ってくると思う。

有者、借主の理解を必要とするが、大勢の請願だけに用地の協力は得られると思う。 また、政教分離についても、問題はなく、町営墓地の例規上からも、特定の宗派に属するものではないことが明らかだ。

「古座川町は、ほとんど山林というような状況で、

陳情書の内容に合致するものである」との委員長報告を行った。

の委員長報告を行った。報告を受け、本会議は全員異議なく採択した。

《お詫びと訂正》 議会だより95号5ページの2段目の「健全化判断比率」の表の中で、④将来負担比率の早期健全化基準の数値が「35・0」となっていました。訂正は「350・0」です。

編集委員会より

去年は、年金、医療、特殊法人の天下り等、テレビ、新聞を見ても「何を考えているんや」と思わす言いたくなるような報道が目につき、国民の政治への不信が生じています。

また、食品の産地偽装や残留農薬等で、食の安全性が問題になりました。これからは、ますます身近で、安全な農産物が重要になり「産地消」の取り組みが重要になるでしょう。

去年から、産業振興委員会による、彩り、ニホンミツバチ、キイジヨウロウホトトギス等の講演会が開催され、新たな地場産業としての取り組みが期待されます。今後とも、私たち議員は町民の皆様のために、精一杯がんばります。本年も、よろしくお願

(大屋 一成)

